

平成28年11月森町議会臨時会会議録

1 招集日時 平成28年11月29日(火) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 平成28年11月29日(火) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	中根信一郎	2番議員	岡野豊
3番議員	伊藤和子	4番議員	小澤哲夫
5番議員	吉筋恵治	6番議員	中根幸男
7番議員	鈴木托治	8番議員	西田彰
9番議員	亀澤進	10番議員	山本俊康
11番議員	片岡健	12番議員	小沢一男

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田康雄	副町長	鈴木寿一
教育長	比奈地敏彦	総務課長	村松利郎
防災監	富田正治	企画財政課長	長野了
税務課長	村松達雄	住民生活課長	幸田秀一

保健福祉課長	村松成弘	産業課長	三浦強
建設課長	村松弘	上下水道課長	高木純一
学校教育課長	西谷ひろみ	社会教育課長	鈴木富士男
病院事務局長	西谷勉次	会計管理者	小島行雄

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 三浦健 議会書記 高木孝真

10 会議に付した事件

- 議案第70号 森町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第71号 森町特別職の職員で常勤のもの給料等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第72号 森町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第73号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第74号 平成28年度森町一般会計補正予算（第7号）
- 議案第75号 平成28年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第76号 平成28年度森町水道事業会計補正予算（第1号）

< 議事の経過 >

議長 | (片岡健君) 出席議員が定足数に達しておりますので、
ただいまから平成28年11月、森町議会臨時会を開会します。
これから本日の会議を開きます。
日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、森町議会会議規則第127条の規定によって、1
2番小沢一男君及び1番中根信一郎君を指名します。

議 長
議 長
町 長

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

(片岡 健 君) 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日1日限りに決定しました。

日程第3、議案第70号「森町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第6、議案第73号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」まで議案4件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

(片岡 健 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

(太田康雄 君) ただいま、一括して上程されました議案第70号「森町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」から、議案第73号の「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」までの4議案について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、平成28年人事院勧告の民間給与との較差等に基づく、給料月額、初任給調整手当、期末・勤勉手当の引上げ、扶養手当の見直し等の勧告を受けた国の動向を踏まえ、改正するものでございます。

はじめに、議案第70号「森町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」の改正内容でございますが、本条例の期末手当の支給月数について、本年12月期については、現行1.65月分を改正後は1.75月分とし、0.1月分の引上げを行うとともに、平成29年度以降の支給月数を6月期においては1.55月分、12月期においては1.7月分に改正するものであります。

次に、議案第71号「森町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第72号「森町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」の改正内容でございますが、本条例の期末手当の支給月数について、本年12月期については、現行2.175月分を改正後は2.275月分とし、0.1月分の引上げを行うとともに、平成29年度以降の支給月数を6月期においては2.075月分、12月期においては2.225月分に改正するものであります。

最後に、議案第73号の「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の改正内容でございますが、本条例第1条につきましては、採用による欠員の補充が困難であると認められる職のうち、国の改正に合わせて、初任給調整手当の上限額をそれぞれ引き上げるとともに、勤勉手当については、現行0.8月分が改正後は0.9月分となり、0.1月分の引上げを行うものであります。

さらに、別表第1及び別表第2につきましては、月例給を引き上げた国の俸給表の改正に合わせて、それぞれの給料表について引上げを行います。なお、民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、大卒程度及び高卒者の試験採用職員の初任給を1,500円引き上げ、若年層についても同程度の改定を行い、その他は、それぞれ400円の引上げを基本に改定を行うものであります。

また、本条例第2条につきましては、女性の就労状況の変化に応じ、民間で配偶者に対する家族手当の支給が減少傾向にあること、加えて、公務員においても配偶者を扶養親族とする職員の割合が減少傾向にあることから、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係るそれと同額まで減額するとともに、子育て支援策として子に係る扶養手当の引上げを行うものであります。

具体的には、配偶者に係る手当額13,000円を他の扶養親族に係る手当額6,500円と同額まで減額します。それにより生ずる原資を用いて子に係る手当額を10,000円に引き上げます。また、配偶者に係る手当額の減額は、受給者への影響をできるだけ少なくする観点か

ら段階的に実施し、それにより生ずる原資の範囲内で子に係る手当額を引き上げます。

さらに、平成29年度以降における勤勉手当につきましても、支給月数の振り分けの見直しを行い、6月期・12月期それぞれを0.85月分に改正いたします。

なお、施行日については、本条例第1条は公布の日から、本条例第2条は平成29年4月1日からとするものであります。以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長 (片岡 健 君) これから、議案4件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、西田彰君。

8番議員 (西田 彰 君) 今回のこの改正は、飽くまでも人勧が根拠であるということでしょうか。あるいは、今の経済状況とかそういったものを勘案した上の改定なのか。

議長 (片岡 健 君) 総務課長。

総務課長 (村松利郎 君) 今回の改定につきましては、議員がおっしゃるように人事院勧告に基づく改定でございます。以上です。

議長 (片岡 健 君) 8番、西田彰君。

8番議員 (西田 彰 君) 8番、西田彰です。非常に庶民というか一般の人たちが、給与所得が減ったり、消費も低迷しているということも、今朝のラジオでも20箇所以上も低迷しているというようなことも報道されている中で、一般的に働く人たちも、そんなに給料は上がっていないと。

確かに私は、職員の皆さん、公務員といえども労働者でありますから、引上げには賛成してきました。今回のこの中では、私たち議員や特別職も期末手当とはいえ、引上げになっていると。これは私は、今森町の町民が求めているいろいろな変化というか、そういったものにまだまだ対応できていないと、そういうような思いもあり

ますので、職員の改定というのは賛成するわけですが、この特別職や議員そして教育長、この案件はやはり賛成できないという思いでいるわけです。

人勧だけで果たしてそういった改正がされていいものかどうか、というふうに思っているわけですが、いつもそのときの経済状況とか社会状況というものが、それは人事院勧告ですから、国全体を見て言っているとは思いますが、非常に差があったり、格差が広がっていたりする中で、今回引っ張っていくものが、恩恵というところとあれですが、受けてしまうというのは、矛盾があると思っておりますので、その辺人勧だけで本当に考慮していいのかわかると思っています。公務員や行政という中では、人事院勧告というのは本当に真摯に受けてやらなければいけないのかなという思いもあるわけですが、その辺はどういうふうに考えているのか、少しお願いします。

議長
総務課長

(片岡 健 君) 総務課長。

(村松利郎 君) 公務員の給与でございますが、我々の給与の根拠となるものとして、今までずっと人事院勧告を基に、上げたり下げたりしてきました。人事院勧告の内容でございますけども、国家公務員と民間の給与を調査した上で、精密に比較し得られた格差を埋めることを基本に勧告されています。

また、特別給についても、民間の特別給の過去1年間、これは前年の8月から当年の7月までの支給実績を正確に把握し、民間の支給割合に国家公務員の特別給の年間支給月数を合わせることを基本に勧告されております。

民間の企業の方の調査ですけども、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所を実地調査して、約11,700事業所の約49万人の個別給与を実地調査されたものでございます。

ですので、こういうことに基づいて人事院勧告がされているというところでご理解をいただきたいと思っております。

それから特別職の関係の賞与でございますが、通常は現状と異な

った報酬を定めるときには、報酬審議会とかあるいは議員提案というかたちで対応いたしますが、このように単なるボーナス等の率の改定の問題につきましては、従前は国がこのボーナスの支給率を下げたときに、同額議員の方々も下げております。今回のように逆に上げたときには、同じように同額を上げるという提案をしてみました。

この条例につきましては、承認いただけるかどうかというのは、まず議員の議決にかかっているのです、町としては提案するべきと思います、提案した次第であります。以上です。

議長 (片岡 健 君) 8番、西田彰君。

8番議員 (西田 彰 君) この議案、70から73を一括ということで、進められているわけですが、これらの議案の討論・採決、ここで動議として出したいんですが、一本ずつ討論をしていただきたいと思いますんですが、いかがでしょうか。

議長 (片岡 健 君) ただいま西田議員より動議が出されました。7番、鈴木托治君。

7番議員 (鈴木托治 君) 7番、鈴木です。この動議に賛成します。

議長 (片岡 健 君) この動議は、所定の賛成者がありますので、成立しました。

議案第70号から議案第73号までの討論・採決を1件ずつ行うことについて、賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長 (片岡 健 君) 起立多数です。

したがって、議案第70号から議案第73号までの討論・採決は、1件ずつ行うことに決定しました。

他に質疑はありませんか。

7番、鈴木托治君。

7番議員 (鈴木托治 君) 森町と、浜松にしろ名古屋にしろいろいろですね、議員の報酬というのは、それぞれに非常に違っておりました、極端なことを言うと百万近い給料をもらっている市議会もあり

ますし、我々のような小さな町でそれほどの報酬をもらっていない町もあるのに、それに対して一括して、こういうふうは何パーセント乗せるという方法は、本来は全く人事院の勧告の趣旨に相反していて、それぞれの議員の町の報酬は、人事院勧告ももちろん参考にしながらも、やっぱり議会とかそういう中で、報酬を決めていくという、そういうのでなければ、本当に何のための報酬かと。

極端なことを言えば、名古屋なんかは、非常に大きくて、河村市長が減額をしたりしていたわけですが、一般の町民感情から言いますと、やっぱりかけ離れたような報酬をもらっているものですから、私はこのような人事院勧告の、一般職の給与そのものに対しては、若干法則性があるし、参考にしてもいいとは思いますが、そうじゃないこの3つの案件に関しては、私は非常に疑問を感じていますけども、その点についていかがでしょうか。

議長

(片岡 健 君) 総務課長。

総務課長

(村松利郎 君) 総務課長です。ただいまの鈴木議員のご質問にお答えします。先ほど少し申し上げましたけども、今回はボーナスの率の改定の関係です。ですので、報酬として今までと異なった報酬を定めるときには、報酬審議会あるいは議員提案というかたちで、報酬については対応していただきたいと思います。

このように単なるボーナスの率の改定の問題については、従前は国がボーナスの支給率を下げたときには、同額議員の方々も下げていると。ということで、今回のように率を上げたときには、同じように同額を上げるという提案をさせていただきました。以上です。

議長

(片岡 健 君) 6番、中根幸男君。

6番議員

(中根幸男 君) 6番、中根幸男です。いま私の手元に、森町人事行政の運営等に関する状況という資料がございます。この中で一点、参考までにお伺いしたいわけですが、ラスパイレス指数、これは国家公務員の給与水準を100とした場合の本町の率を表す数字なんですけども、平成22年から27年度までの数字が出ております。参考までに申し上げますと、27年度は96.2パーセントとなっております。

ます。

そこでですね、28年度の数値が出ていれば教えていただきたいと思います。以上です。

議長 (片岡 健 君) 総務課長。

総務課長 (村松利郎 君) 総務課長です。ただいまの中根議員のご質問にお答えします。27年は議員のおっしゃるとおり96.2でございます。今年につきましては、まだ公表できないものですから、正確な数字はお答えできませんが、96を若干下回るのではないかと、そのように考えております。以上です。

議長 (片岡 健 君) 他に質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (片岡 健 君) 「質疑なし」と認めます。

それでは、1件ずつ討論・採決を行います。

議案第70号につきまして、討論はありませんか。

議長 (片岡 健 君) 8番、西田彰君。

8番議員 (西田 彰 君) 8番、西田です。議案第70号、これは71・72号にも共通するものでございますが、反対討論をいたします。

いま私はここで、安倍内閣が経済対策として推し進めるアベノミクスの功罪をあれこれ言うつもりはありません。しかし、大企業や富裕層、大株主優遇で経済が潤えば、それが庶民にしたたり落ち、全体に経済が潤うなどという理論は完全に破綻していると思っています。日本経済の推進力だった中流家庭といわれる中間所得階層が減少する中で、相対的貧困率がじわじわと上昇しております。

各種世論調査においても、生活が苦しくなった、消費を切りつめている、貯蓄が目減りや、正規社員になれず非正規雇用やアルバイトで働かざるを得ない青年層や、1人親家庭など本当に厳しい状況とされています。子どもの貧困率も16パーセントを超えるところまで来ているのが現状であり、明らかな格差社会となってきました。

今後は消費税の10パーセントの引上げや、社会保障、年金、介護

保険の改正で、更なる所得の減少と自己負担の増大が考えられる中、森町においては、太田新町長の誕生となって10箇月が過ぎようとしている現在、前町長の施策を引き継ぐという立場からは、町民の願う新生森町の創造性が見えないと言わなければなりません。

私は、町民の所得向上策を含め、人口減少対策、弱者支援対策の一環と捉えております公共交通機関の速やかな見直しや、障害児・者の居場所の確保、学校環境の改善等は待ったなしと考えております。

しかし、その実現も定かでない中、行政職員は公務員とはいえ労働者であり、見直しは必要であります。議員・特別職・教育長の期末手当といえども、引上げには反対です。私たち議員にもその覚悟が必要と考えるものであります。議員諸氏にはご理解をいただき、ご賛同をいただくことを、最後に申し上げまして、反対討論といたします。

議 長 (片岡 健 君) 他に討論はありませんか。

4 番、小澤哲夫君。

4 番議員 (小澤 哲夫 君) 4 番、小澤でございます。ただいま西田議員の反対討論がありましたけども、私は賛成の立場で意見を述べさせていただきます。今経済が悪い、アベノミクスによる経済成長がなかなかできないというご意見がございました。それもそうかもしれません。そして、給料を上げるということもそうなんです。今回の期末手当を上げる部分について、それほどの大きな率を上げるわけではございません。国会議員等々についての給料も含め、手当を減らすということは分かるんですが、当森町においてはそれほど高い、議員も含め町長、特別職も高い給料をいただいているわけではございません。

逆に、森町のような小さいところにおいては、経済を活性化させるためには、森町の職員も特別職も、我々議員を含め給料を更に上げて、あるいは手当を上げて、町の全体を活性化させるために、引っ張っていく牽引役になるべき立場にあるのではないのかなという

ような気がしております。

大企業がそれほどあるわけではございません。中小企業でございますが、そういう中で役場の職員も含め特別職も含め、そういう人たちが多少なりとも引っ張って行って、景気を良くする、経済を活性化させるということが必要なときではないのかな、というように考えております。

したがって、上げる率からいえば、議員の立場でいうと、自分の分を上げるというのは言いにくい部分は確かにあるわけですが、それほどの大幅なアップではありませんし、人勸に沿った形での上昇ということで考えれば、これくらいはいいのかな、逆にもっと上げてもいいのかなというような思いもしているところでございます。

そういった意味で、町の全体を引っ張っていく、そういう気持ちで上げさせていただければ、今回の条例について、そういう形でやればいいなというように感じております。議員皆さまの賛同をお願いして討論を終わります。

議長 (片岡 健 君) 他に討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (片岡 健 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第70号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 多 数)

議長 (片岡 健 君) 起立多数です。

したがって、議案第70号「森町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

議案第71号について、討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (片岡 健 君) 「討論なし」と認めます。

議案第71号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

議 長 (起 立 多 数)
(片 岡 健 君) 起立多数です。
したがって、議案第71号「森町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。
議案第72号について、討論はありませんか。

議 長 (発 言 する 者 な し)
(片 岡 健 君) 「討論なし」と認めます。
議案第72号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

議 長 (起 立 多 数)
(片 岡 健 君) 起立多数です。
したがって、議案第72号「森町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。
議案第73号について、討論はありませんか。

議 長 (片 岡 健 君) 8番、西田彰君。
8番議員 (西 田 彰 君) 8番、西田です。先ほども70号で申し上げましたように、一般職員の皆さん、公務員といえども労働者であるという立場で私は今までも賛成をしてまいりました。
本当にこの森町が、今後大きく変わっていかねばいけないという中で、職員の努力とか、職員の知恵そういったものが非常に大事になっていくと。そして、先ほど小澤議員が言ったように、地域の経済を少しでも活性化させるにも、消費を上向かせるためにも、職員の皆さんには少し給料も上げて頑張っていたきたいと。こういった思いがございます。本当に今厳しい状況は変わらず格差が広がっているというのが、先ほど申し上げたとおりでございます。
弱者といわれる1人親家庭なども本当に困っているのが現実だと私は思っておりますので、そういったところにも光を当てていくような努力を職員の皆さんに是非頑張ってもらいたい、当然私たち議

員も頑張らなければいけない、このように思っております。

どうぞ、議員の皆さんと職員の皆さん一緒になって頑張っていきたい。このような思いから賛成をいたすところでございます。議員諸氏のご賛同をお願い申し上げます。

議長 (片岡 健 君) 他に討論はありませんか。

7番、鈴木托治君。

7番議員 (鈴木托治 君) 7番、鈴木托治です。先ほど総務課長の方から人事院勧告が、どのくらいの規模というか、階層の方を参考にしているかということが言われましたけど、50人以上の会社の給与を参考にしていると。

しかし、森の中では50人以上の企業というのはそれほど多くありませんので、やっぱり給与体系というものは、その町その町の経済状況とかそういうものに、ある程度合わせていくような形でなければ、私は前に勝ち組と言いましたけど、そのような公務員が突出した生活をしていると、そのような判断をしております。

そういう意味で、私は悪いときは悪いなりにみんなが身を切る改革をしていかなければ、世の中というのは良くなならないし、貧困や格差も拡大していく、そういうことのために公平な社会を作りたい、そういう実現のために私は、やはり皆さんも同じような気持ちで一生懸命身を切った改革をしていただきたいと。そういう意味で反対いたします。以上です。

議長 (片岡 健 君) 他に討論はありませんか。

10番、山本俊康君。

10番議員 (山本俊康 君) 10番、山本でございます。ただいま討論に付されております議案第73号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」賛成の立場で討論を行います。今鈴木議員からお話がありました、人事院勧告で調べておる内容について話がありましたが、この森町の町民が全て森町の中で勤められていれば、そういうことも言えるかもしれませんが、他へ出かけていって大きな企業に勤めておられる方も結構いるわけで、やっぱりそ

の人事院勧告で調べられた内容について、それに従うということで、ずっと毎年きているわけございますので、先ほど西田議員も言われましたように、そのことについて賛成をさせていただいて、議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

議長 (片岡 健 君) 他に討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (片岡 健 君) 「討論なし」と認めます。

議案第73号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

議長 (片岡 健 君) 起立多数です。

したがって、議案第73号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第74号「平成28年度森町一般会計補正予算(第7号)」及び日程第8、議案第75号「平成28年度森町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」以上、議案2件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (片岡 健 君) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長、太田康雄君。

町長 (太田康雄 君) ただいま、一括して上程されました、議案

第74号及び議案第75号について、提案理由の説明を申し上げます。

はじめに、議案第74号「平成28年度森町一般会計補正予算(第7号)」について、申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ20,575千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ7,488,664千円とするものであります。以下、事項別明細書により補正の概要を歳出から申し上げます。

7ページから22ページの、各科目に計上いたしました職員給与費は、本年4月の人事異動に伴う年間見込額と、現計予算額との過不

足による調整及び本年8月の人事院勧告に基づく給料、手当の改正等に伴う補正と、行政手続法の改正、マイナンバー制度、情報セキュリティ強靱化対応、第9次森町総合計画策定等々の本年度の特殊事情により、職員手当に含まれる時間外手当の予算に不足が見込まれるため、追加をお願いするものと、職員共済組合等負担金の調整でございます。

また、7・8ページに計上いたしました、議員期末手当につきましても、人事院勧告に基づく改正に伴う補正でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、19款1項1目、繰越金20,575千円の減額につきましては、歳出に対する財源調整としての計上であります。

以上が、議案第74号「平成28年度森町一般会計補正予算(第7号)」の概要でございます。

次に、議案第75号「平成28年度森町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」について申し上げます。本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ742千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ492,454千円とするものであります。

以下、事項別明細書により補正の概要を歳出から申し上げます。

7・8ページの各科目に計上いたしました職員給与費は、本年4月の人事異動に伴う年間見込額が、現予算額に不足を生じるための調整、及び本年8月の人事院勧告に基づく給料、手当の改正に伴う補正でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、7款1項1目、繰越金742千円につきましては、財源調整としての計上であります。

以上が、議案第75号「平成28年度森町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」の概要でございます。

ただいま、議案第74号及び議案第75号を、一括してご説明申し上げましたが、よろしくご審議の程お願いいたします。

議長 (片岡 健 君) これから、議案 2 件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

議長 (片岡 健 君) 6 番、中根幸男君。

6 番議員 (中根 幸男 君) 6 番、中根幸男でございます。今回の一般会計の補正ですけれども、職員の退職それから新規採用ということで、人の出入りの関係によって、人事院勧告があったけれども、結果的には 20,575 千円の減額ということでございます。

具体的に、今回の人事院勧告だけの影響額、これがもし出ていけば教えていただきたいと思います。できれば議員、3 役、一般職というふうに分かれていけば、なお分かりやすいかと思いますが、その点をお聞きしたいと思います。

それから予算書の、事項別明細書 4 ページ、議会費から土木費まで、それぞれ大幅な減額ですけれども、10 款教育費だけ 10,776 千円の増額となっております。この辺は人的配置等で影響があったのか、その辺の理由も併せて伺いたいと思います。以上です。

議長 (片岡 健 君) 総務課長。

総務課長 (村松 利郎 君) 総務課長です。ただいまの中根議員のご質問にお答えします。人事院勧告による増額分でございますが、一般職、3 役も含めましての増額分ですが 6,228 千円となっております。議員報酬の方の人勧に伴う増額分が 297 千円でございます。

それから、人事異動に伴う減額分でございますが 31,259 千円でございます。その他の理由としまして、時間外手当の増額、共済組合負担金の追加費用率が下がったことによる減額、これで増額が 4,159 千円となっております。それで全て合わせまして 20,575 千円の補正予算の減額でございます。

教育委員会の関係でございます。17・18 ページ、10 款 3 項 1 目、学校管理費、この内用務員でございますが、森中の用務員につきましては 1 名増やしております。正規として 1 名増やしております。

10 款 4 項 1 目、幼稚園費、これは森幼稚園の幼稚園教諭を 1 名増

やしております。

10款5項1目、社会教育総務費、これにつきましても職員を1名増ということで、教育関係の人件費が増えております。以上です。

議 長 (片岡 健 君) 学校教育課長。

学校教育
課 長 (西谷ひろみ 君) 学校教育課長です。ただいまの総務課長の答弁に少し補足をさせていただきます。用務員1名増員ということではありますが、22ページをご覧くださいますと、調理員の予算がございしますが、ここで正規調理員1名減となっております。

調理員の中で手にしびれの出た方がおまして、本人から、これから包丁を使ったりガスを使ったり、そういった作業を続けていくと悪化する心配もあるので、ということで用務員の方に職種替えをしたいという話がありましたので、うちの方としましても安全第一ということで、用務員に職種を変えさせていただきました。

その関係で調理員の方は、その分減額となっておりますので、トータルで相殺されますので、結果、幼稚園教諭1名増員になっております。以上です。

議 長 (片岡 健 君) 他に質疑はありませんか。

8番、西田彰君。

8番議員 (西田 彰 君) 今の学校の関係ですけども、そうすると、この用務員を1名増やしたことによって何名になったのでしょうか。この幼稚園の方も、幼稚園児が増えたから1名増やしたのか、元々足りなかったというところで増やしたのか、その辺はどうでしょうか。社会教育課の方もそうですが、何かこういうふうに、人員が必要になったということなのでしょうか。

それから、減額で33,000千円、異動とかそういうことがあるということですが、そのことによって人員が減ったのか。それで業務の方に支障はないのか、その辺どうなっていますでしょうか。

議 長 (片岡 健 君) 学校教育課長。

学校教育
課 長 (西谷ひろみ 君) 学校教育課長です。用務員の人数であります。小中学校8校ありますので、各学校に1人ずつ配置というこ

とで、ただ正規用務員、退職補充はしておりませんので、27年度の時点で、正規が5人と嘱託の用務員3人を配置しておりました。今回1名嘱託が退職に伴って正規用務員になりましたので、結果正規用務員6人と嘱託用務員2人という内訳になっております。

それから幼稚園の教諭であります、1名増員ということでありますけども、これは26年度末に3人が退職をいたしました。当初予定をしておりませんでしたけども、3人ということで幼稚園運営については、三倉・天方の主任を兼務することと、クラスが少人数になりましたので、複式にすることで対応してまいりました。1名が欠員でありましたので、その部分を本年度は嘱託でやっておりますけども、その分欠員になる分を、1名補充するという事です。以上です。

議長
社会教育
課長

(片岡 健 君) 社会教育課長。

(鈴木富士男 君) 社会教育課長です。西田議員の質問にお答えをします。補正予算書、事項別明細書の17・18ページ、一番下になりますが、社会教育総務費の補正額8,757千円につきましては、人事異動により課長補佐1名分が増員となったための補正でございます。

19・20ページ、10款5項4目、文化振興費につきましては3,580千円の減額となっておりますが、これは係員1名が減員となったための補正となります。以上です。

議長
総務課長

(片岡 健 君) 総務課長。

(村松利郎 君) 総務課長です。人事異動の関係、去年の退職者が8人おりました、今年の新規採用が8人ですので、人数的には変更はありません。全体的に今のところ167名ということで、お願いしたいと思っております。以上です。

議長
8番議員

(片岡 健 君) 8番、西田彰君。

(西田 彰 君) 退職者と新規と人数的には一緒で、そのことによって、給与が当然違ってきますんで、それだけ差額が出たということではよろしいか。

- 議 長 (片岡 健 君) 総務課長。
- 総務課長 (村松利郎 君) 総務課長です。ただいまの質問ですが、8人退職の8人採用、その退職者と新規採用者の差による影響が大きかったためということで、本年の人勧の上がり幅が0.17パーセントということで小さいものですから。ちなみに平成27年の人勧は0.36パーセントで、今年の上がり幅が0.17パーセントと。これに比べて人事異動による影響が大きかったということでお願いしたいと思います。以上です。
- 議 長 (片岡 健 君) 8番、西田彰君。
- 8番議員 (西田 彰 君) この予算立てするとき、退職する8名というのは、計算に入っていたということでしょうか。
- 議 長 (片岡 健 君) 総務課長。
- 総務課長 (村松利郎 君) 当初予算の予算編成時には、1月1日現在の人員でやりますので、退職者がいるんだけど、その分は当初予算で見込んで、それで実際にその方たちが退職して新規採用すれば、当初予算との差が当然出てくるということでございます。以上です。
- 議 長 (片岡 健 君) 他に質疑はありませんか。
- (発言する者なし)
- 議 長 (片岡 健 君) 「質疑なし」と認めます。
- これから、議案2件に対する討論を行います。
- 討論はありませんか。
- (発言する者なし)
- 議 長 (片岡 健 君) 「討論なし」と認めます。
- これから議案第74号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
- (起 立 多 数)
- 議 長 (片岡 健 君) 起立多数です。
- したがって、議案第74号「平成28年度森町一般会計補正予算(第7号)」は、原案のとおり可決されました。
- 次に、議案第75号を採決します。

議 長 本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起 立 全 員)
(片 岡 健 君) 起立全員です。

したがって、議案第75号「平成28年度森町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第76号「平成28年度森町水道事業会計補正予算(第1号)」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。
(職 員 朗 読)

議 長 (片 岡 健 君) 本案について提案理由の説明を求めます。
町長、太田康雄君。

議 長 (太 田 康 雄 君) ただいま上程されました、議案第76号「平成28年度森町水道事業会計補正予算(第1号)」について、提案理由の説明を申し上げます。本補正予算は、予算第3条(収支的収入及び支出の予算)、及び予算第4条(資本的収入及び支出の予算)、それぞれの人件費を、本年4月の人事異動及び人事院勧告に伴い、補正をお願いするものでございます。

1・2ページをご覧ください。補正予算第2条は、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を改め、第1款第1項、営業費用を2,876千円減額するものでございます。

次に、1ページ及び3ページをご覧ください。補正予算第3条は、予算第4条中、資本的支出の予定額を改め、第1款第1項、建設改良費を1,431千円増額するものでございます。

1ページ、補正予算第4条は、予算第6条に定めた「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」について、3条予算、4条予算の人件費増減額の合計1,445千円を減額するものでございます。

それでは補正の概要を申し上げますので、附属資料の1・2ページをご覧ください。収益的収支及び支出の明細であります。支出について、職員3名分の人件費計2,876千円の減額をお願いするも

のでございます。

次に3・4ページをご覧ください。資本的収入及び支出の明細でありますが、支出について、職員2名分の人件費1,431千円の増額をお願いするものでございます。

以上が、議案第76号「平成28年度森町水道事業会計補正予算（第1号）」の概要でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長（片岡 健 君）これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ 発言する者なし ）

議長（片岡 健 君）「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ 発言する者なし ）

議長（片岡 健 君）「討論なし」と認めます。

これから議案第76号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

議長（片岡 健 君）起立多数です。

したがって、議案第76号「平成28年度森町水道事業会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年11月森町議会臨時会を閉会します。

（ 午前10時40分 閉会 ）

以上のとおり会議次第を記録し、ここに署名します。

平成28年11月29日

森町議会議長

会議録署名議員

同 上